

自治体・町内会の設立等について

【自治会・町内会の性格】

自治会・町内会は任意団体で、その設立にあたっては法律等の定めはない。

規約で会員資格を一定の地域内の居住者と定め、その区域内での課題解決にあたる「共益」を目的とした組織である。このため、協働条例の対象となる「任意団体（公益目的）」にはあたらない。

これとは別に、地方自治法第 260 条の 2 で「認可地縁団体」の定めがある。自治会が市町村長の認可を受けることで法人格を持つことができるもので、これにより自治会館などの不動産を団体名義で登記できる。平成 3 年の地方自治法改正で設けられたもの。

地方自治法

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

○2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

【例外】

しかし、「ボランティア団体等と県との協働の推進のための手引き（平成 22 年 4 月県 NPO 協働推進課）」の中で「Q 5 自治会のような公益目的で設立された団体が、受益者を特定しない活動を行なう場合には、どう考えるのでしょうか？」との質問に、「A 5 自治会のような公益目的で設立された団体が、任意団体であり、受益者を特定せず、ボランティア活動を行なう場合には、「ボランティア団体等」に該当します。」と回答しており、自治会についてはその活動内容で判断することとなる。